

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の徴収 (偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた場合)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 12 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 12 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者があるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	不正利得の徴収 (偽りその他不正の手段により支給認定教育・保育に要した費用等の支払いを受けた場合)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 12 条第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>市町村は、法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設又は第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第 27 条第 5 項 (第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。) 又は第 29 条第 5 項 (第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴収することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること等の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号、第 24 条第 1 項 子ども・子育て支援法施行令第 3 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給の認定 (以下「支給認定」という。) を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該支給認定に係る満 3 歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有効期間内に、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 当該支給認定保護者が、支給認定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p> <p>(3) その他政令で定めるとき。</p> <p>(4) 当該支給認定保護者が、正当な理由なしに、法第 13 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(5) 当該支給認定保護者が法第 20 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定教育・保育施設の設置者に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 39 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の①・②に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、①・②に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>① 法第 3 4 条第 2 項に基づく町の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>② 法第 3 4 条第 5 項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、(1)による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定教育・保育施設の確認の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次の(1)～(10)のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る法第 27 条第 1 項に基づく施設型給付費の支給に係る施設としての確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の設置者が、法第 33 条第 6 項の規定(「特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。」)に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事(指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。)が認めたとき。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設の設置者が、法第 34 条第 2 項に基づく町の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設の設置者が、法第 38 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、法第 38 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により法第 27 条第 1 項に基づく</p>

	<p>施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受けたとき。</p> <p>(8) (1)～(7)のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) (1)～(8)のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定地域型保育事業者に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 51 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 51 条第 1 項・第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町長は、特定地域型保育事業者が、次の①～③に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、①～③に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>① 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>② 法第 46 条第 2 項に基づく町の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。</p> <p>③ 法第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>(2) 町長は、(1)の勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定地域型保育事業者の確認の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 52 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次の(1)～(11)のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る法第 29 条第 1 項に基づく地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者としての確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が、法第 45 条第 6 項の規定(「特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。」)に違反したと認められるとき。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(3) 特定地域型保育事業者が、法第 46 条第 2 項に基づく町の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>(4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者が、法第 50 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、法第 50 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により法第 29 条第 1 項に基づく地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者としての確認を受けたとき。</p> <p>(8) (1)～(7)のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関す</p>

	<p>る法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(9) (1)～(8)のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>(10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>(11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	教育総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	特定教育・保育提供者に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	子ども・子育て支援法第 57 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	子ども・子育て支援法第 57 条第 1 項・第 3 項 子ども・子育て支援法施行規則第 45 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 法第 55 条第 2 項の規定による特定教育・保育提供者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた町長は、当該届出を行った特定教育・保育提供者 (同条第 4 項の規定による届出を受けた場合は、同項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者を除く。) が、子ども・子育て支援法施行規則第 45 条で定める基準に従って施設型給付費の支給に係る施設又は地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、当該基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>(2) 町長は、(1)の勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日